

特集 あなたの個人情報 誰が守る!?

～安芸高田市『登録型本人通知制度』7月から開始～



吉田人権会館
ハートプラザよしだ

会館だより
みおつくし

住所 吉田町常友 1284 番地 1 ☎ 42-2826 2018 (平成 30) 年 8 月 31 日発行

お問合せ先
総合窓口課 ☎ 42-5616

制度に関する
お知らせ

行政情報

7月1日から「登録型本人通知制度」が始まりました

まずは問合せ!

登録型本人通知制度

住民票の写し等を代理人や第三者に交付した際、事前に登録した登録者にその交付した事実をお知らせすることで、不正請求の抑止や権利侵害を防止することを目的とした制度
※交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

《対象》

市に住民登録、または本籍のある方
(過去に登録があった方も含みます)

《登録方法・受付窓口》

本庁総合窓口課・各支所窓口係に申請書を用意しておりますので、必要事項を記入し提出してください。
(書類の提出は郵送でも受け付けます)

《必要書類》

・登録者本人の本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付き身分証明書)
※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は保険証・年金手帳等の書類を2点ご用意ください。

※代理人申請の場合は、登録される本人の本人確認書類に加え、代理人の本人確認書類と委任状(法定代理人が申請する場合は法定代理人の資格を証明する書類)が必要です。

《登録費用》

無料

《通知される請求》

- ・住民票の写し※除票含む
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍(謄本・抄本)※除籍含む
- ・戸籍の附票※除附票含む

《通知されない請求》

- ・本人等からの請求
- ・国、地方公共団体等からの公用請求

《通知内容》

①交付年月日②証明書の名称③通数④交付請求者の種別(代理人・第三者の別)
※交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

これからの吉田人権会館の予定

2018 年度人権啓発連続講座



第3回講師
前田 幹夫さん



第2回講師
川名 壮志さん

9/7(金)

場所 クリスタルアージュ小ホール 時間 13時30分～

第1回 『寝た子』はネットで起こされる!?

～部落差別解消推進法と今後の課題～

9/21(金)

第2回 犯罪被害者と隣人

10/12(金)

第3回 介護の悲劇と未来の私たち

まだ申込ができます。 吉田人権会館 ☎ 42-2826

ハートフルフェスタ 人権文化祭

11/3(土) 場所 吉田人権会館

編集後記

7月から安芸高田市で「登録型本人通知制度」が始まりました。2年前の人権啓発連続講座で講師をしていただいた、川口さんの講演がきっかけで制度がスタートしたという経緯もあり、もう一度この制度が人権を守る上でも大切な制度である、ということを再確認する記事を作成しました。

ネットで検索すれば、パソコンの画面に「身元調査」を行う調査会社が多く現れます。戸籍の不正取得も個人情報が売買の対象になるのも調査会社必要とされるのも、「差別」が根っこにあることは疑いようありません。記事にもあるように、逮捕されたプライム事件の関係者が悪びれる事もなく、そう証言していることが大きな問題だと感じています。そして、そんな差別意識を利用して、私たちの個人情報が売買の対象になっているというのも許しが

たい行為です。自分たちの個人情報を自分たちで守る。その意識が大切なのかもしれません。

最近多いと思うのは、誰かと話していると「自分は差別をしないから、もう差別は無くなっている」と思っている人に出会うことがあります。自分を基準にして物事を考えるのは人の常ですが、社会で起きていることに気づけていない、又は気づこうとしないのは、少々危ういな...と思うことがあります。

最後に7月豪雨災害で被災された方、ボランティアで奮闘されている方、復旧に関わっている方すべてに、お見舞いと敬意を表します。先は長いですができることを少しずつ取り組んでいきましょう。

(吉田人権会館 館長 原田)